

前橋都市計画道路の変更（前橋市決定・案）

1. 都市計画道路中 3・4・103 号宮川東通線を廃止する。
2. 都市計画道路中 3・4・104 号木瀬城南通線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の 区間にお ける鉄道 等との交 差の構造	
幹 線 街 路	3・4・104	木瀬城 南通線	前橋市 筑井町	前橋市 飯土井 町	前橋市 上増田 町	約 3970m	地表式	2 車線	16m	幹線街路 と平面交 差 3 箇所	

区域及び構造は計画図表示のとおり

理 由

本市では、人口減少社会の到来などの社会情勢の変化を踏まえ、新たな将来都市像を実現するためのまちづくりを効率的かつ戦略的に進めるため、未整備となっている都市計画道路の必要性について検証を行った。

都市計画道路 3・4・103 号宮川東通線は、前橋市と周辺市町を結ぶ広域的道路網の形成を図るとともに、北関東自動車道による地域分断の弊害を緩和して相互交通の利便性を高めるために計画された道路である。

検証の結果、都市計画道路 3・4・103 号宮川東通線は、都市計画決定時に比べて必要性が低下し、廃止した場合においても将来の道路ネットワークに支障が生じないと判断したことから、路線全線を廃止するものである。